



第9条 受託研究に関する結果は、研究担当者名において、これを公表することができるものとする。

2 受託研究による研究結果の公表の時期、方法について、必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

第10条 本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第11条に基づき、京都大学所在地を管轄区域とする京都地方裁判所とする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 京都市左京区吉田本町

国立大学法人京都大学

学 長 山 極 壽 一

代理人

医学部附属病院事務部長 佐々木 順 三

乙 (住所) ○○○○

(社名) ○○○○

(代表者) ○○○○